

## 空気清浄機購入経費補助事業のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的として、機械換気設備による強制換気やこまめな換気が困難などの理由で、空気清浄機の導入が必要である場合に購入経費の一部を補助します。

### ■ 補助対象

令和4年3月31日までの間に、区へ事前に申請した上で、以下のいずれかに該当する場所（**事業所開所日に必ず使用する場所に限る**）に空気清浄機を設置した場合の購入費の一部

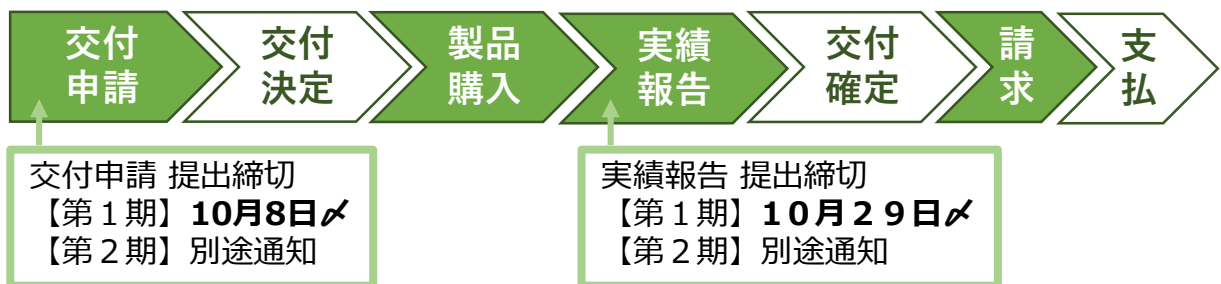
- ・ 窓等がないことにより風通しが悪い
- ・ 窓等があっても開けられず換気ができない
- ・ 建物構造が機械換気設備による強制換気になっていない

### ■ 対象事業所

足立区内で以下の事業を実施する事業所 ただし、令和3年9月1日以降に開設した事業所を除く。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム（ケアハウス・都市型軽費老人ホーム）、サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）、有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、訪問リハビリテーション、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、福祉用具販売/貸与

### ■ 補助金交付の流れ



### ■ 対象経費

以下のいずれかに該当する空気清浄機を購入するための経費

- ・ HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のもの
- ・ CO2測定器のついたものなどHEPAフィルタと同等以上の性能を有するもの

※ 1部屋につき1台のみ

※ 他の補助制度等を活用する等、既に対象となる空気清浄機を設置している場合の追加購入は対象外

### ■ 補助率

空気清浄機1台あたり補助率 8 / 10（1台あたりの上限10万円）

\* 申請方法などは裏面をご覧ください \*

## 申請にあたっての注意事項

- 入所型施設の居室のうち、「個室」は補助対象外となります。
- 利用者が利用する場所だけでなく、事務室等の職員のみが利用する場所やエントランス等の共有スペースについても、換気状況によっては補助対象となります。
- 既に設置している機器から、補助対象となる機器に買い替える場合も対象となります。
- **申請は法人単位**で行い、原則1回のみ申請となります。
- 補助対象に該当する場所であることを確認するため、平面図や施設内の写真などをご提出ください。平面図には、空気清浄機設置予定場所に印をつけてください。提出書類のみで判断できない場合は、**現地確認を行う場合があります**。
- 補助対象に該当する空気清浄機であることを確認するため、購入を予定している空気清浄機のメーカー、機種、性能がわかる資料（パンフレット等）を申請書に添付してください。
- **令和4年3月31日までに設置が完了した経費のみ補助の対象となります**。多数の空気清浄機を一括で購入する場合は、令和4年3月31日までに納品が可能か、必ず業者に確認してください。
- 補助対象となる空気清浄機（HEPAフィルタによるろ過式で風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のもの）は新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環として厚生労働省が推奨するものです。
- 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではありません。換気と併せて人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を実施する必要がありますので、感染対策は引き続き行ってください。

## 申請方法・提出期限

① 足立区ホームページから申請書類をダウンロード

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/kuukiseijoukihojo.html>

ホーム> 戸籍・税・保険 > 介護保険 > 介護保険関連事業所向け情報  
> 介護サービス等事業所における空気清浄機購入経費補助事業のご案内

② 申請書類を作成し、添付書類（製品のパンフレット等）を添えて**メールまたは郵送**で下記担当へ提出

※封筒に「**空気清浄機購入経費補助申請書在中**」と**朱書き**してください。

■ 申請書提出期限

【第1期】**令和3年10月8日（金）必着**

【第2期】別途通知

※決定には1週間程度の期間が必要となりますので、お早めにご提出ください。

## 書類の提出・問い合わせ先

介護保険課 介護保険係

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎ 03-3880-5887 FAX 03-3880-5621

Eメール [kaigo-kyufukin@city.adachi.tokyo.jp](mailto:kaigo-kyufukin@city.adachi.tokyo.jp)

※メールでお問い合わせの際は件名を

「【空気清浄機補助金】法人名」としてください。

BEYOND COVID-19

あだちから

ふみだそう。新たな一歩を。